

環境白書に対する事前質問及びその回答

該当ページ	質問内容	回答	回答所管課
11 (脱炭素化について)	<p>川崎市低炭素まちづくり計画の施策においては建築物の低炭素化(次世代エネルギーの導入、新築建築物の省エネルギー化、ゼロエネ化の推進、既存建築物のエネルギー性能の向上の推進、エネルギー最適利用の推進)が掲げられているため、当該箇所には建築物の省エネに関する項目を記載する必要はあるのではないのでしょうか。</p> <p>また川崎市では建築物環境配慮制度を推進しており、省エネ法の改正によって既存公共建築物はほとんど断熱性能上既存不適合になっていると思われます。横浜市では2029年度夏までに全ての公共学校の断熱化を実施することが発表されましたが、すべての川崎市立学校教室における現状の省エネ基準適合率を教えてください。</p>	<p>建築物の低炭素化に係る取組につきましては、関係局と連携しながら、記載内容の充実を図ってまいります。</p> <p>市立学校につきましては、令和7年4月施行の新たな省エネ基準適合率の算定を行っておりませんが、既存公共建築物の断熱化等については重要と考えておりますので、国や他都市の動向を踏まえて、関係局と連携しながら、検討を進めてまいります。</p>	<p>環境局 脱炭素戦略推進室</p>
P. 43, 84 (緑の総量について)	<p>2027年度目標に対して2024年度実績(達成率)は樹林地で22%、緑化地で24%と緑の基本計画数値目標を大きく下回っている現実があります。総合計画でも緑地保全面積を年間5ha増加させる目標設定がされていますが、これについても同様に目標を大きく下回っています。</p> <p>①緑の基本計画第5章-2に実施状況の評価と公表の仕組み③進行管理・評価において「計画の進行にあたっては、緑の条例第9条第2項の規定により、毎年、施策の実施状況を環境審議会に報告するとともに、事業実施手法等「実行」に関する助言を受けます。」という記述があります。上記、樹林地と緑化目標値と実績値に関する令和6年度の事務事業評価結果を本審議会に提出し、緑の基本計画は2027年度まで残り2年間で成果を上げるために実行すべき方策をご説明下さい。</p> <p>②特別緑地保全地区82箇所141.2haの内、川崎市の市有地となっている箇所数と面積を教えてください。また82箇所内、川崎市HPIにおいては市民が利用できる緑地は28か所(34%)、83.5ha(59%)のようですが、既に市有地となっている緑地の内、市民の利用できない緑地の箇所数と面積、それらの整備・管理状況を教えてください。</p> <p>③前述の既に市有地となっている特別緑地保全地区において保全管理計画は何か所作成されていますか。またその保全管理計画の実施状況は定期的に確認されているのでしょうか。自然環境は日々変化しています。一旦作成した保全管理計画の改定は何年毎に行っていますか。</p> <p>④特別緑地保全地区に指定されているも、整備・管理がされておらず荒れている森は近隣住民から倒木・枝の越境・落ち葉や暗がり等苦情の対象となっています。ボランティア活動の累計数も減少傾向が進んでおります。放置されている森は竹や常緑樹がはびこり植生が貧相になり、生物多様性も失われています。川崎市としては買取前の緑地であっても地権者と借地契約等を締結し、保全管理計画を作成し、地元ボランティア立ち上げを支援し、その整備や管理に積極的に関わるときではないのでしょうか。</p> <p>⑤本審議会でも報告のあった西生田4丁目には面積が0.3haを下回っているものの地元要望と市民による保全管理が確実に図られるという条件の元に指定がされました。しかしながら、現地には標識や境界柵もなく、全く手入れがされていないやぶのような状況です。通路は暗がりになっており、昼間でも女性が一人で歩けないような状況です。指定の経緯もあり川崎市は地権者・地元住民やボランティア団体等と協議し、整備・管理に向けて行動を起こすべきではないのでしょうか。ボランティア活動箇所数の減少対策のひとつになるものと思えます。</p> <p>⑥森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。2024年度川崎市における森林環境譲与税の総額と特別緑地保全地区の間伐等の「森林の整備に関する施策」及び人材育成・担い手の確保のために支出した金額とその内容を具体的に教えてください。市民が利用できる南野川ふれあいの森(市有地)でも隣地境界に柵がない箇所が今でもあるため、市民と隣接所有者とトラブルに陥る事例があります。</p>	<p>①緑化地面積の数値目標は、学校や公共施設の緑化、街路樹、条例に基づき一定規模以上の開発行為等を実施する際に行う緑化協議により創出される緑化地、事業所緑化協定地の合算値となっております。そのうち、主な増加目標は、緑化協議により創出する緑化地となっておりますが、緑化協件数等は、民間の開発動向に左右され、コロナ禍による建設需要の低下等の影響により、現状、目標とする数値を下回っている現状となっております。また、事業所緑化の協定地も、事業所による再整備等の影響により、一部減少しております。</p> <p>今後につきましては、臨海部における大規模な土地利用転換等も予定されておりますので、引き続き緑化地の創出に向け緑化協議を適切に行ってまいります。また、次期緑の基本計画の改定の際に、目標値を適正に定めつつ、推進してまいります。</p> <p>また、保全施策が図られていない未施策の緑地のうち、面積が大きい緑地を対象として、所有者である地権者との交渉を行い、緑地保全制度や税制優遇制度等の説明を丁寧に行うことで、緑地保全への理解を求め、目標達成に向けて保全の取組を推進してまいります。</p> <p>②一部で公有地となっている特別緑地保全地区は62箇所、公有地面積102.4haとなっております。また、市民協働による活動団体もなく、市民の利用がない特別緑地保全地区は22箇所、公有地面積12.9haとなっております。これらの緑地は、主に急な斜面地の緑地や、民有地が多く未整備となっている緑地となっており、整備・管理につきましては各区の道路公園センターにて、主に住宅に近接した林縁部について、支障木、危険木の伐採、枝下ろし、草刈等を行っています。</p> <p>③保全管理計画の作成か所数につきましては、令和6年度末時点で35か所の特別緑地保全地区及び緑の保全地域にて作成しております。保全管理計画はおおむね10年を目標に策定しており、改定時期を迎えている計画もごさいますが、近年は企業等によるボランティア活動への参画が増加していることから、新規策定を優先して取り組んでおります。</p> <p>④特別緑地保全地区に指定された土地のうち、公有地化前の樹林地については、法の趣旨に基づき、地権者自身が管理を行うことが基本と考えており、これを後押しするために、維持管理に係る費用を助成しているところです。御意見いただきました民有地への関与につきましては、仕組みの構築と地権者の意向確認が不可欠であり、今後の課題と考えているところでございます。</p> <p>また、特別緑地保全地区等につきましては、地域団体、企業、大学等の多様な主体の協力を得て、保全管理活動を行っているところです。保全活動に参画いただける主体の意向を踏まえ、活動いただく緑地の紹介や活動に先立ち、関係者と意見交換を行いながら、保全管理計画を策定し、その上で、協定や確認書を交わし、必要な支援を行いながら活動いただいております。また、川崎市公園緑地協会やかながわトラストみどり財団と連携して、里山ボランティア育成講座や森林づくりの活動体験等を実施するなどしております。このほか、本市の事業としてわんぱくの森事業として、普段緑地に馴染みのない地域の子育て世代等に緑地を知ってもらう機会を創出し、自然に触れ合い、体験することで緑への愛着を醸成させる取組を進めております。</p> <p>⑤西生田4丁目特別緑地保全地区につきましては、現在は民有地であり、地権者の意向によりボランティア活動等が難しい状況となっております。このため、公有地化した際には、地元住民やボランティア団体等と協議し、整備・管理に向けて推進してまいります。</p> <p>⑥総額は令和6年度176,648千円となっております。特別緑地保全地区の間伐等の「森林の整備に関する施策」に関する金額は127,204千円となっております。主な内容としては、特別緑地保全地区や緑の保全地域のうち市有地となった緑地において、林縁部や園路周辺におけるナラ枯れ等による危険木の伐採や、ボランティア団体の活動や近隣住宅へ支障となっている樹木の枝下ろし、草刈り、竹林伐採等を行います。</p>	<p>建設緑政局 ①企画課、みどりの保全整備課、グリーンコミュニティ推進室</p> <p>②みどりの保全整備課</p> <p>③グリーンコミュニティ推進室</p> <p>④みどりの保全整備課、グリーンコミュニティ推進室</p> <p>⑤みどりの保全整備課</p> <p>⑥みどりの保全整備課</p>
P. 44(生産緑地の買取申し出面積と買取率について)	<p>年間目標が12,000㎡と設定されています。これに対し実績は、2022年度は146%、2023年度67%、2024年度に至っては36%と目標を大きく下回っています。2022年度から2024年度までの地権者からの生産緑地買取申し出面積及びその買取率を教えてください。</p>	<p>2022年度から2024年度までの生産緑地買取申し出面積は約18.7ha、買取率は0%となっております。</p> <p>生産緑地地区の新規指定面積につきましては、H28～R7年までの総合計画の10年間で120,000m2を目標とし、年間12,000mを目標としております。実績につきましては、単年度では目標値を下回る年度もごさいますが、10年間で約130,000mとなり目標値を上回っております。</p>	<p>経済労働局 農地課</p>
P. 132(水環境の成果目標「きれいな水」について)	<p>調査地点は市内12か所、しかも1年に4地点(1地点は3年に1回)しか調査をしていません。その結果、3年に1回必ず達成率が75%になります。達成できていない川は有馬川です。しかしながら有馬川は魚が息できない河川環境なのです。水質で比較するとBODの値が高い麻生川が「きれいな水」と評価されています。矢上川雨水貯留管工事の為、神奈川県においては矢上川の五反田橋から新橋間及び有馬川の4地点で魚類は年間3回、水生動物は年2回調査をされており、これを見るという精度が高く、いかに川崎市の調査頻度、地点が少ないかがわかります。この報告書(添付ファイルP. 102)によると「有馬川は水深が浅く、コンクリートブロック三面張りの単調な環境であることから、遊泳魚の生息に適する環境ではないことが原因である」と記載されております。かわさき環境白書でこのまま「きれいな水」を成果指標として使用を継続すると3年に1回は必ず75%(実際は11/12なので92%)となり、このような科学的な根拠のない成果指標は次年度以降改めるべきではないでしょうか。調査頻度・地点も河川環境に応じてもっと増やすべきです。</p> <p>また、川崎市環境総合研究所が発行している「かわさき水辺の生きもの」の方が白書よりも調査地点数が多く、「きれいな川」と「よごれた川」の評価を水生動物と水質の関係で評価しています。これは環境省が定める水生生物による日本版平均スコア法に基づくものであり、客観性が十分あります。環境基本条例第3条の2、2項では「環境上の条件に係る目標値は常に適切な検討が加えられ、適宜必要な改定がなされなければならない」とされています。私は「きれいな水」を白書において成果指標に用いるのは適切ではないと考えております。(添付資料:「令和6年度河川環境調査結果」神奈川県川崎治水事務所)</p>	<p>河川の水質は排水規制の強化や監視・指導、下水道の整備などにより改善してきましたが、水質改善に対する市民の実感には低かったため、水環境に親しんでもらうきっかけとなるように、市民が河川の水質状況を実際に河川でわかりやすく観察できるものとして魚類を指標に設定しました。</p> <p>調査地点については、水質との関連がわかるよう、水質調査地点の近くに設定しました。</p> <p>水質の改善が直ちに生物の生息状況に影響が見られないこと、水質が良好となってきた近年では各地点の魚類種に大きな変化はないことから、3年毎に1回のローリング調査を行っています。</p> <p>地点や成果指標については今後、検証が必要であると考えておりますので、令和8年度に有馬川や矢上川との合流地点近傍など、他の地点における魚の生息について確認を行う予定で、その結果を踏まえ、対応してまいります。</p>	<p>環境局 環境対策部 環境保全課</p>

調査季別の確認個体数を図 4.4.7 に示す。

全調査地点において、ヌマチチブの確認個体数が多い結果であった。

河川別に見ると、矢上川では全調査季を通してヌマチチブが最も多く確認され、次いでオイカワが多く確認された。また、St.1 の確認個体数が最も多く、St.2 と St.3 の確認個体数は同程度であった。St.1 は水際には抽水植物が繁茂するほか、平瀬や淵などの様々な環境を有していることから生物が生息しやすく、個体数が他の地点よりも多く確認されたものと考えられる。

一方で、有馬川は矢上川と比較すると個体数及び確認種数ともかなり少ない結果となった。有馬川は水深が浅く、コンクリートブロック三面張りの単調な環境であることから、遊泳魚の生息に適する環境ではないことが原因であると考えられる。ヌマチチブは全ての季節において 47 個体が確認されたが、その他は夏季にスミウキゴリが確認されたのみであり、その個体数も 4 個体であった。

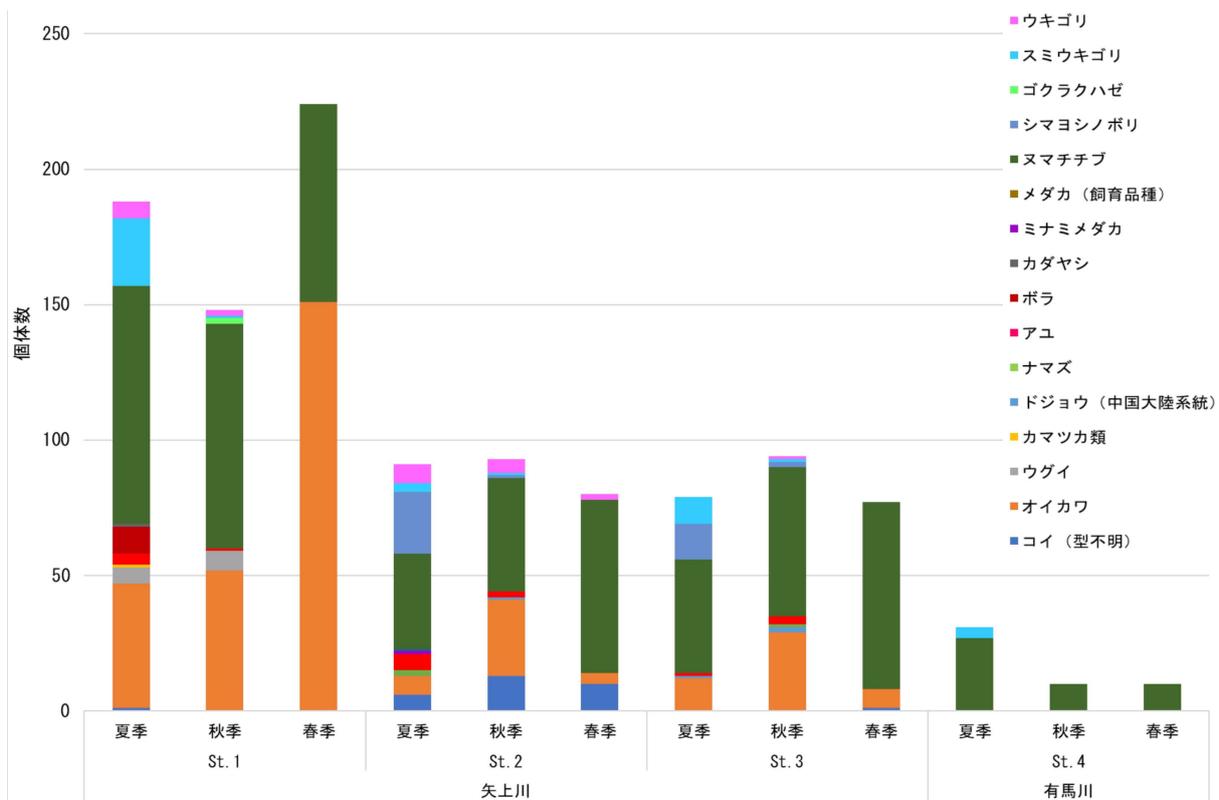


図 4.4.7 調査季別の確認個体数